

第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病5事業在宅以外)

○ 事業実績

| 項目 | 東京都保健医療計画(平成30年3月改定)の内容 | | 事業名 | 事業概要 | これまでの取組状況 | | 令和2年度計画(予算規模等) | 国庫負担 | |
|---------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------|---|---|--|---|------|-----------------|
| | 課題 | 取組 | | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | | | |
| 第1節 健康危機管理の推進 | <課題1> 健康危害の未然防止 | (取組1) 効果的な監視指導 | - | 健康危機管理の技術的拠点である健康安全研究センターにおいて、検査・研究部門や健康危機情報部門の知見や情報を活用し、保健所等の関係機関とも連携して効果的な監視指導を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器監視課 立入検査施設数：1,692 取去検査：10 違反発見施設数：47 違反発見件数：45 ○ 薬事監視指導課 立入検査件数：2,445 取去検査：16 違反発見施設数：102 違反発見件数：130 ○ 食品監視第一課及び第二課 立入検査件数：31,668 取去検査品目数：47,971 違反発見施設数：3 違反発見件数：16 ○ 建築物監視指導課 ・建築物衛生担当 登録実査等立入検査件数：420 ・ビル衛生検査担当 一般立入検査件数：387 精密立入件数：53 帳簿書類検査件数：439 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機器監視課 立入検査施設数：1,795 取去検査：0 違反発見施設数：55 違反発見件数：55 ○ 薬事監視指導課 立入検査件数：2,156 取去検査：10 違反発見施設数：92 違反発見件数：72 ○ 食品監視第一課及び第二課 立入検査件数：26,537 取去検査品目数：36,610 違反発見施設数：6 違反発見件数：14 ○ 建築物監視指導課 ・建築物衛生担当 登録実査等立入検査件数：305 ・ビル衛生検査担当 一般立入検査件数：258 精密立入件数：36 帳簿書類検査件数：279 | - | - | |
| | <課題2> 健康危機発生時における被害の拡大防止 | (取組2) 迅速な原因究明・調査研究 | - | 東京都実地疫学調査チームを設置し、感染症発生時において、保健所等が行う実地疫学調査に関して技術的支援を行っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団感染発生時に保健所からの要請に応じて東京都実地疫学調査チームを対会議や対応支援に派遣。また、状況によってはWeb会議で情報共有や対策の検討を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団感染発生時に保健所からの要請に応じて東京都実地疫学調査チームを派遣件数 状況依拠確保所数：22保健所 派遣施設数：71施設 (内訳) 医療機関：51病院 高齢者施設：13施設 障害者施設：1施設 学校：1校 企業：2企業 飲食店関係：2店舗 その他：1施設 | - | - | |
| | <課題3> 健康危機に関する情報発信 | (取組3) 情報提供の充実 | - | ホームページを活用して、健康危機管理や公衆衛生に関する情報を公開しています。また、都民向けの施設が普及により、健康危機に関する正しい知識の普及を図っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症・食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査等を実施。 ○ また、検査方法の改良・開発の研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予測される微生物や化学物質について先行的な実地調査等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症・食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査等を実施。 ○ また、検査方法の改良・開発の研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予測される微生物や化学物質について先行的な実地調査等を実施。 | - | - | |
| | <課題4> 職員の専門的能力の向上 | (取組4) 体系的な研修の実施 | - | 東京都、特別区、八王子市及び町田市の技術系職員を対象に研修を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症情報(都民向け、医療機関向け)、アレルギーに関する情報、放射線測定結果、食品・医薬品等安全情報などをホームページで提供提供。施設公開を令和元年10月26日(土)に開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症発生動向や都民、医療機関向けの感染症情報、アレルギーに関する情報、放射線測定結果、食品・医薬品等安全情報などをホームページを活用して情報発信。 ○ 施設公開は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止。 | - | - | |
| | <課題5> 職員の専門的能力の向上 | (取組5) 体系的な研修の実施 | - | 東京都、特別区、八王子市及び町田市の技術系職員を対象に研修を実施しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生、薬事、環境衛生等の専門職研修等を体系的に実施した。(都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の取扱いに基づき、おおむね集合形式でない実施形態とした。) ・専門職研修(36回実施) ・技術研修(123回実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生、薬事、環境衛生等の専門職研修等を体系的に実施した。(都庁における新型コロナウイルス感染症対策に係る研修の取扱いに基づき、おおむね集合形式でない実施形態とした。) ・専門職研修(15回実施) ・技術研修(112回実施) | - | - | |
| 第2節 感染症対策 | <課題1-1> 感染症医療対策の強化 | (取組1-1) 感染症医療対策の強化 | 新型インフルエンザ対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき発生情報の早期把握、地域医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都感染症医療体制協議会を開催(2回) ・ 新型インフルエンザ対策の訓練を実施(4回) ・ BCP作成及び院内感染防止に向けた講習会の実施(区部、多摩部各1回実施) ・ 抗インフルエンザウイルス薬を全患者の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時流行した場合に使用する量として、571.22万人分を目標として備蓄済(国備蓄分、流通備蓄分を含む) ・ 個人防護具をはじめ、必要な医療資器材を備蓄済 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬を全患者の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時流行した場合に使用する量として、571.22万人分を目標として備蓄済(国備蓄分、流通備蓄分を含む) ・ 専門職研修(15回実施) ・ 技術研修(112回実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都感染症医療体制協議会を開催 ・ 新型インフルエンザ対策の訓練の実施 ・ 地域医療体制整備に向けた医療機関向け講習会の実施 ・ 抗インフルエンザウイルス薬及び医療資器材の備蓄並びに適切な管理(使用期限到来済備蓄品の廃棄及びそれに伴う必要数の購入を含む) | ○ | 【予算】4,120,743千円 |
| | <課題1-2> 感染症の脅威への対応 | (取組1-2) 感染症の発生状況の早期把握と迅速な対応体制、情報発信の強化 | 感染症発生動向調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者発生時における感染症指定医療機関への搬送体制を整備するとともに、搬送スタッフや指定医療機関の従事者の感染防護具の充実、定期的な訓練の実施により、発生時の体制を強化しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症発生動向調査 ・ コンピュータを用いたオンライン報告の確認による流行状況の監視 ・ 病原体定点医療機関からの検体輸入、集団感染発生時の検体確保及び菌株の確保により、流行株等の早期把握を実施 ・ 感染症週報を発行し、都内の感染症発生情報の分析結果を、都民や医療関係者等へ提供・公開 ・ 報告事項を公衆衛生インパクトの高い重症例に絞り込み、早期認知を行うために、疑似症の定義、定点を変更し、都内26医療機関を指定。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症発生動向調査 ・ コンピュータを用いたオンライン報告の確認による流行状況の監視 ・ 病原体定点医療機関からの検体輸入、集団感染発生時の検体確保及び菌株の確保により、流行株等の早期把握を実施 ・ 感染症週報を発行し、都内の感染症発生情報の分析結果を、都民や医療関係者等へ提供・公開 ・ 報告事項を公衆衛生インパクトの高い重症例に絞り込み、早期認知を行うために、疑似症の定義、定点を変更し、都内26医療機関を指定。 ・ 新型コロナウイルス感染症に関し、HER-SYSによる情報把握及び共有の実施。 | ○ | - | |
| | <課題1-3> 感染症の脅威への対応 | (取組1-3) 感染症の発生状況の早期把握と迅速な対応体制、情報発信の強化 | 感染症危機管理情報ネットワーク | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症指定医療機関、保健所等の感染症対策に携わる諸機関及びアンテナ感染症対策プロジェクト参加の12都市間を結ぶ情報ネットワークを構築し、感染症に係る情報収集・分析機能を強化することにより、感染症危機管理能力の向上を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と関係機関との感染症情報のネットワーク ・ 感染症に関する意見交換、情報交換 ・ 広域に患者が発生する事例や特異的な事例が発生した際の情報共有 ・ 結核指定医療機関の登録情報の管理や結核に係る情報の共有 ・ 蚊媒介感染症に関するサーベイランス情報等の集積 ・ 麻しん等の発生時に、都内発生状況を分析するための改修を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と関係機関との感染症情報のネットワーク ・ 感染症に関する意見交換、情報交換 ・ 広域に患者が発生する事例や特異的な事例が発生した際の情報共有 ・ 結核指定医療機関の登録情報の管理や結核に係る情報の共有 ・ 蚊媒介感染症に関するサーベイランス情報等の集積 ・ 麻しん等の発生時に、都内発生状況を分析するための改修を実施。 | - | - | |

第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病5事業在宅以外)

○ 事業実績

| 項目 | 東京都保健医療計画(平成30年3月改定)の内容 | | 事業名 | 事業概要 | これまでの取組状況 | | 令和2年度計画(予算規模等) | 国庫負担 | |
|------------------|-----------------------------------|--|---|--|---|---|---|------------------|---|
| | 課題 | 取組 | | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | | | |
| 第2節 感染症対策 | <課題1> 感染症の脅威への対応 | (取組1-2) 感染症の発生状況の早期把握と迅速な対応体制、情報発信の強化 | - | 感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、海外旅行者や外国人入国者等への啓発用印刷物の配布や企業等における研修のための資料提供を行います。 | ・感染症予防ガイドを作成、都内バス・トランスポーター(4箇所)等に配布 ・医療機関受診のための多言語ガイドを作成、都内宿泊施設や観光情報センター5か所に配布 ・職域における感染症対策プロジェクトに係る事業説明会を5回開催 | ・感染症予防ガイド及び医療機関受診のための多言語ガイドの作成は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会情勢に鑑み取りやめ ・職域における感染症対策プロジェクトに係る事業説明会をウェブ配信形式で開催 | 【予算】 46,939千円(感染症対策強化事業のうちの「感染症全般に係る体制強化」に関する予算) ※感染症全般に係る体制強化の一部コンテンツとして実施 | - | |
| | | <課題1> 感染症の脅威への対応 | 疫学調査等支援ツール整備 | 感染症発生時に外国人患者からの聞き取りや二次感染防止の指導の円滑化を図るための「疫学調査等支援ツール」を整備し、保健所の疫学調査や保健指導を支援します。 | ・都保健所に端末等を配備 ・都内保健所向けに説明会を開催 ・疫学調査、保健指導を支援するアプリの検証、運用方法の検討を継続して実施 | ・都保健所に端末等を配備 ・都内保健所向けに説明会を開催 ・疫学調査、保健指導を支援するアプリの検証、運用方法の検討を継続して実施 | - | - | |
| | | (取組1-3) 組織横断的な連携 | アジア感染症対策プロジェクト(共同調査研究事業等) | アジア感染症対策プロジェクト会議や人材育成研修、感染症情報ネットワークシステムを通じて、アジア各都市の行政機関・医療機関・研究機関などの医師、研究者が、感染症対策などの情報交換を行います。 また、プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題についての調査研究を行い、各都市の対策に活用します。 さらに、感染対策従事者を海外の専門機関に派遣し、国内では症例の少ない感染症についての対応策を学び、対応力の強化に役立てます。 | ・梅毒をテーマに共同調査研究を実施 ・9月に台北においてプロジェクト会議を開催し、梅毒をはじめ、結核、蚊媒介感染症、HIVエイズについて発表・意見交換を実施 ・バンコクのマヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関の医師名を派遣 | ・新型コロナウイルス感染症とリスクコミュニケーションをテーマに共同調査研究を実施 ・新型コロナウイルス対応を優先したため、プロジェクト会議及び海外派遣の実施を見送り | 【予算】 16,192千円 | - | |
| | <課題2> 結核対策の強化 | (取組2-1) 患者中心のDOTSの推進 | 結核対策特別促進事業 | 事業者や市町村などが実施する結核の定期的健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接患者に対する健康診断など、法に基づいた対策を実施しています。 また、結核発生病を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。 | ・外国人結核患者への通訳派遣(派遣回数164件) ・結核予防講演会の開催(6回) | ・外国人結核患者への通訳派遣(派遣回数32件) ・結核予防講演会の開催(3回) ・在宅高齢者向けポスター及び通所施設向けリーフレットの作成 ・外国人入用薬ノート(4言語)の作成 | ・通訳派遣254件 ・結核予防講演会6回 | ○ | |
| | | (取組2-2) 患者中心のDOTSの推進 | 結核地域医療ネットワーク推進事業 | 連携バスを兼ねた服薬ノートの普及を進め、保健所・医療機関・薬局などが連携して結核患者へのDOTS(直接服薬確認療法)を実施し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。 | ・DOTS支援員の派遣(228日) ・DOTS支援員研修の開催(2回) | ・DOTS支援員の派遣(302日) | ・DOTS支援員の派遣 120日×5保健所(島しょを除く) ・DOTS支援員研修の開催2回 | ○ | |
| | | (取組2-3) 地域における結核医療の確保 | - | - | ・デインジャークラウド向け講演会の開催(2回) ・高齢者施設向け結核対策の手引きの改訂 ・コホート検討会指針の策定 | ・デインジャークラウド向け講演会の開催(1回) ・医療機関における結核対策の手引きの改訂 | ・デインジャークラウド向け講演会2回 | ○ | |
| | <課題3> HIV/エイズ、性感染症対策の推進 | エイズ普及啓発 | エイズ普及啓発 | 若者のピア・エデュケーターが同世代の若者にエイズに関する情報や命の大切さを伝えるピア・エデュケーション事業や、エイズ啓発拠点事業を実施するとともに、特定非営利活動法人等との連携の強化などにより、対象者層に応じた効果的な予防啓発活動を行っています。 | ・ピア・エデュケーション事業による若者への啓発の実施 ・エイズ啓発拠点事業での整髪街における若者向け啓発イベントの実施 | ・ピア・エデュケーション事業による若者への啓発の実施 ・エイズ啓発拠点事業での整髪街における若者向け啓発イベントの実施 | ・ピアエデュケーターの養成及び派遣 ・words of love配信:1回 | 【予算】 47,898千円 | ○ |
| | | エイズ相談・検診体制の充実 | エイズ相談・検診体制の充実 | 都民が利用しやすい電話相談体制(保健所及び東京都HIV/エイズ電話相談)を構築し、相談者のHIV/エイズに関する不安の解消を図っています。同時に、保健所、東京都南新宿検査・相談及び多摩地域検査・相談室において匿名無料のHIV検査を実施し、感染の早期発見を促します。 | ・多摩地域検査相談室では、土曜日のHIV・梅毒迅速検査を実施 ・南新宿検査・相談室では、平日夜間・土日にHIV・梅毒検査を実施するとともに、性器クラミジア及び淋菌の検査も臨時で実施 ・東京都のHIV検査件数:30,372件 | ・多摩地域検査相談室では、土曜日のHIV・梅毒迅速検査を実施 ・南新宿検査・相談室では、平日夜間・土日にHIV・梅毒検査を実施するとともに、性器クラミジア及び淋菌の検査も臨時で実施 ・東京都のHIV検査件数:14,659件 | 保健所、東京都南新宿検査・相談室及び多摩地域検査・相談室でのHIV検査実施 【予算】 400,540千円 | ○ | |
| | | エイズ医療体制の整備 | エイズ医療体制の整備 | HIV感染者・エイズ患者の医療需要に適切に対応するため、診療協力病院を確保し、医療体制を整備します。 | エイズ診療拠点病院等による診療体制の整備 | エイズ診療拠点病院等による診療体制の整備 | ・東京都エイズ診療拠点病院:4病院 ・東京都エイズ診療連携病院:9病院 【予算】 8,447千円 | ○ | |
| | | エイズ療養支援体制 | エイズ療養支援体制 | 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、HIV感染者・エイズ患者の在宅での療養を支援する体制を整備するとともに、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保します。 | ・エイズ診療拠点病院等によるHIV陽性者に対する療養支援体制の整備 ・エイズ専門相談員の派遣・・・2,144件(相談員6名) | ・エイズ診療拠点病院等によるHIV陽性者に対する療養支援体制の整備 ・エイズ専門相談員の派遣・・・3,169件(相談員6名) | ・エイズ専門相談員の派遣 【予算】 21,962千円 | ○ | |
| 第3節 医薬品等の安全確保 | <課題1> 高度専門化への対応 | (取組1) 国際標準に対応した高度専門的な監視指導による医薬品等の安全確保 | 医薬品や医療機器等の製造販売業者が、適切な品質・製造管理、安全管理を行うよう指導・支援し、医薬品等の安全確保を図っています。 | 調査員等教育訓練計画に従い、4月に新任・復帰研修、5月と10月に継続研修を実施し、調査員の資質及び監視指導の質の向上を図った。 また、マネジメントレビューや自己点検の結果等を踏まえ、東京都GMP/QMS調査手順書の改訂を行った。 これらを通じて、監視指導の国際的標準に対応した品質管理監督システムの構築と適正な運用を図った。 | 調査員等教育訓練計画に従い、4月に新任・復帰研修、10月と11月に継続研修を実施し、調査員の資質及び監視指導の質の向上を図った。 また、マネジメントレビューや自己点検の結果等を踏まえ、東京都GMP/QMS調査手順書の改訂を行った。 これらを通じて、監視指導の国際的標準に対応した品質管理監督システムの構築と適正な運用を図った。 | - | - | | |
| | <課題2> 不適切な広告・偽造医薬品等による健康危機への対応 | (取組2) 違反品の迅速な排除と適正な監視指導による消費者の安全確保 | テレビ、雑誌、パンフレット、インターネット等による医薬品等の広告が効果・効果等に誇大虚偽誇大にならないよう、指導・取締りをおこなっています。 また、薬局及び医薬品販売業者が行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づき、指導・取締りを行い、医薬品の過剰消費及び乱用助長の防止を図っています。 | 【広告一斉監視結果】 (調査広告数)雑誌:6,723件、テレビ:516件 (違反率)雑誌:13.5%、テレビ:2.9% 【インターネット】 協力業者へ調査依頼:1,764件 【広告事前相談】 2,871件 【違反指導件数】 310件 | 【広告一斉監視結果】 (調査広告数)雑誌:4,226件、テレビ:482件 (違反率)雑誌:8.7%、テレビ:3.1% 【インターネット】 協力業者へ調査依頼:2,227件 【広告事前相談】 3,851件(うち電話対応2,000件) 【違反指導件数】 260件 | 【広告一斉監視】 【インターネット監視】 【広告事前相談】 【違反指導】 | 【予算】 33,354千円 | - | |
| | | | 偽造品流通事案を受け、厚生労働省から発出された内容をまとめ、ホームページ「東京都医薬品医療機器等法Web講習会」でセミナー形式の動画を配信しています。 | ○ 23本の動画を公開している。 | ○ 31本の動画を公開している。 | - | - | | |

第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病5事業在宅以外)

○ 事業実績

| 項目 | 東京都保健医療計画(平成30年3月改定)の内容 | | 事業名 | 事業概要 | これまでの取組状況 | | 令和2年度計画(予算規模等) | 国庫負担 | | | |
|---------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------|---|--|---|---|--|--|--|---|
| | 課題 | 取組 | | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | | | | | |
| 第3節 医薬品等の安全確保 | | (取組3) 多様な薬物乱用防止対策の推進 | 薬物乱用防止対策 | 薬物乱用のない社会づくりを目指し、「啓発活動の拡大と充実」(指導・取組)の強化、「薬物問題を抱える人への支援」を3つの柱として、様々な取組を行っています。 | ○ポスター、リーフレットを作成し、各種イベント等で活用するとともに、中学生によるポスター・標語の募集や薬物乱用防止高校生会議を実施するなど、若い世代に重点を置いた啓発を行った。 | ○ポスター、リーフレットを作成し、各種イベント等で活用するとともに、中学生によるポスター・標語の募集や薬物乱用防止高校生会議を実施するなど、若い世代に重点を置いた啓発を行った。 | ○啓発活動の拡大と充実「ダメ、ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、薬物乱用防止高校生会議の実施 | - | | | |
| | | | | | ○地域に根ざした活動を展開するため、学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会へ薬物専門講師を派遣した。 | ○地域に根ざした活動を展開するため、学校や地域で開催される薬物乱用防止講習会へ薬物専門講師を派遣した。 | ○危険ドラッグ専用ホームページやキーワード連動広告・警告表示等を活用した情報提供や注意喚起を行うなど、若い世代の目に入る方法での効果的な啓発を行った。 | ○危険ドラッグ専用ホームページやキーワード連動広告・警告表示等を活用した情報提供や注意喚起を行うなど、若い世代の目に入る方法での効果的な啓発を行った。 | 【予算】153,923千円 | | |
| | | | | | ○未規制薬物(17成分)について、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に指定するとともに国等に情報提供し、広域的な規制に繋げた。 | ○未規制薬物(17成分)について、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に指定するとともに国等に情報提供し、広域的な規制に繋げた。 | ○インターネット販売サイト等から140物品の危険ドラッグを試買し、指定薬物が検出された事業者に対して販売中止の警告を実施した。 | ○インターネット販売サイト等から140物品の危険ドラッグを試買し、指定薬物が検出された事業者に対して販売中止の警告を実施した。 | ○指導・取組の強化薬物情報評価委員会開催年5回 | | |
| | | | | | ○相談・支援体制の充実、関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援、当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施をした。 | ○相談・支援体制の充実、関係機関が連携した薬物依存症からの回復支援、当事者等の状況に応じた継続的な支援の実施をした。 | | | ○薬物問題を抱える人への支援麻薬中毒者相談員12名 | | |
| 第4節 食品の安全確保 | | (取組1) 多様化する健康危機に対応した総合的な食品安全行政の推進 | - | 東京都食品安全条例に基づき、「食品安全推進計画」を策定し、生産から消費に至るまでの食品安全確保に向けた様々な施策を総合的・計画的に推進しています。 | <食品安全推進計画> ・平成27年2月に改定した食品安全推進計画(計画期間:平成27年度～令和2年度)に基づき食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進 | <食品安全推進計画> ・平成27年2月に改定した食品安全推進計画(計画期間:平成27年度～令和2年度)に基づき食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進 | ・食品安全審議会の開催 ・食品安全推進計画改定 | - | | | |
| | | | | | <課題2> 大規模食中毒への対応 | (取組2) 大規模食中毒対策の推進 | - | (大規模食中毒対策) ・東京2020大会期間中の食中毒発生を想定し、急遽設置された施設や外国人旅行者への調査手法の検討を目的とした大規模食中毒訓練を実施(令和2年2月実施、7自治体参加) ・訓練目標としての情報共有及び連携強化の目的で首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会を開催(令和2年1月開催、厚労省及び近隣26自治体参加) | (大規模食中毒対策) ・広域において同期に発生した大規模食中毒を想定して、適切に対応できるように大規模食中毒訓練を実施(令和2年2月実施、7自治体参加) | 都区市大規模食中毒訓練の開催 | |
| | | | | | <課題3> より着実な衛生管理システムの普及 | (取組3) 食品衛生自主管理認証制度の普及 | 食品衛生自主管理認証制度 | 食品関係施設が取り組む自主的な衛生管理を積極的に評価する制度です。各施設の衛生管理の方法について、都が指定した第三者機関が審査し、都が定める基準を満たしていると認められる施設を申請により認証し、広く都民に公表します。 なお、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、令和3年5月末まで新規認証及び更新手続きを終了しています。 | <事業者への制度の普及> ・マニュアル作成セミナー6回開催並びにリーフレット配布 ・食品関連展示会への出展(1回) <都民等への制度の周知> ・都のホームページ及び都民が参加する食育フェスタ等でのパンフレット配布 ・東京観光客向け雑誌に広告掲載 | <事業者への制度活用支援> ・マニュアル作成セミナー6回開催 <都民等への制度の周知> ・都のホームページによる認証取得施設の紹介 | ・マニュアル作成セミナー:6回 |
| | | | | | <課題4> 食品の安全に対する事業者と都民の理解促進 | (取組4) 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 | 食の安全都民フォーラム等 | 食の安全都民フォーラムをはじめとする、大小さまざまな規模での都民との意見交流の場を充実させ、食品の安全に関する様々なテーマにわたる情報の共有や意見交換を推進し、関係者間の相互理解を図っています。 | ・食の安全都民フォーラム 令和元年9月に『誰がために手を洗う?』をテーマにオンライン開催 ・食の安全調査隊 令和2年8月に『食の安全こども調査隊』として実施 ・食の安全都民講座 低溫調理の安全性、アニサキス食中毒等をテーマに3回開催(一部WEB開催) | ・食の安全都民フォーラム 令和2年12月に『活かそう!食品表示』をテーマにオンライン開催 ・食の安全調査隊 令和2年8月に『食の安全こども調査隊』として実施 ・食の安全都民講座 低溫調理の安全性、アニサキス食中毒等をテーマに3回開催(一部WEB開催) | - |
| 第5節 アレルギー疾患対策 | | (取組1) 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進 | 新たなアレルギー疾患対策の展開 | 『東京都アレルギー疾患対策推進計画』に基づき、症状の軽減や生活改善に役立つ情報提供・普及啓発の充実を図っています。 | ○患者・家族等向けアレルギー講演会の開催 ○アレルギー疾患に係るリーフレット等啓発資料の作成・配布(せん息カード・リーフレット、食物アレルギーチラシ・スキャンクア) | ○患者・家族等向けアレルギー講演会の開催(動画配信) ○アレルギー疾患に係るリーフレット等啓発資料の作成・配布(せん息カード・リーフレット、食物アレルギーチラシ・スキャンクア) | ・都民向けアレルギー講演会:1回 ・都民向けリーフレット等の作成・配布 | - | | | |
| | | | | | 花粉症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ・ヒノキ等の花粉の飛散状況の継続的な観測、解析を行い、花粉の飛散開始時刻や飛散数等の情報をインターネットなどを通じて提供しています。 | ○花粉症の予防治療等に関する情報提供 ○「花粉症一口メモ」を発行・配布 ○東京都アレルギー情報navi.による情報提供 | ○花粉症の予防治療等に関する情報提供 ○「花粉症一口メモ」を発行・配布 ○東京都アレルギー情報navi.による情報提供 | ・花粉情報提供(花粉症一口メモ配布、東京都アレルギー情報navi.等) | | | |
| | | | | | <課題2> 患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制の整備 | (取組2) 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備 | 新たなアレルギー疾患対策の展開 | アレルギー疾患を持つ方が状態に応じた適切な医療を受けられるよう、アレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワーク構築や、研修等による医療従事者の資質向上に公表しています。 | ○アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の開催 ○医療従事者向け専門研修実施 | ○アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の開催(WEB開催) ○医師向け専門研修及び看護師等医療従事者向け専門研修実施(WEB開催) | ・アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会:2回 ・医師向け研修:2回 ・看護師等医療従事者向け研修:2回 |
| | | | | | <課題3> 患者の生活の質の維持・向上に向けた支援 | (取組3) 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり | 新たなアレルギー疾患対策の展開 | アレルギー疾患を有する方が安心して生活が送れるよう、保育所や学校等の関係者に対するアレルギーの日常管理・緊急時対応研修等の実施により、関係者の理解と対応力の向上を目指します。 | ○関係機関の職員を対象としたアレルギー対応研修の実施 ○保育所等の職員を対象とした、専門医等からの子供のアレルギー疾患等に関する知識・技術の普及 ○訪問看護や介護福祉施設、健康保険組合等の職員を対象とした、専門医等からの大人のアレルギー疾患や患者指導等に関する知識・技術の普及(動画配信) ○行政の職員を対象とした、緊急時対応に円滑に対応する組織づくりを行うための対応力向上研修(書面にて情報提供) ○食物アレルギー緊急時対応 保育所等職員に対するエビデンス実習等を取り入れた緊急時対応研修の実施 ○人材育成教材の作成・配布 ○「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 ○「食物アレルギー対応ガイドブック」 ○都保健所におけるアレルギー対策事業の実施 ○管内の地域関係者に対する対応技術指導や講習会等の実施 | ○関係機関の職員を対象としたアレルギー対応研修の実施 ○保育所等の職員を対象とした、専門医等からの子供のアレルギー疾患等に関する知識・技術の普及(動画配信) ○訪問看護や介護福祉施設、健康保険組合等の職員を対象とした、専門医等からの大人のアレルギー疾患や患者指導等に関する知識・技術の普及(動画配信) ○行政の職員を対象とした、緊急時対応に円滑に対応する組織づくりを行うための対応力向上研修(書面にて情報提供) ○食物アレルギー緊急時対応 保育所等職員に対するエビデンス実習等を取り入れた緊急時対応研修の実施 ○人材育成教材の作成・配布 ○「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」 ○「食物アレルギー対応ガイドブック」 ○都保健所におけるアレルギー対策事業の実施 ○管内の地域関係者に対する対応技術指導や講習会等の実施 | ・関係者向けアレルギー研修の開催(実務研修(子供向け):3回 実務研修(大人向け):2回 緊急時対応研修:2回 体制強化研修(リーダー養成):2回 体制強化研修(企画立案推進):2回 教材の作成・配布 ・都保健所アレルギー対策 |

第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病5事業在宅以外)

○ 事業実績

| 項目 | 東京都保健医療計画(平成30年3月改定)の内容 | | 事業名 | 事業概要 | これまでの取組状況 | | 令和2年度計画(予算規模等) | 国庫負担 |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|---|--|---|---|--|------|
| | 課題 | 取組 | | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | | |
| 第6節 環境保健対策 | <課題1> 食事由来の化学物質等による健康被害の防止 | (取組1-1) 食事由来の化学物質等摂取量推計調査の実施 | 食事由来の曝露量推計 | トータルダイエット方式により食品中化学物質のヒトへの曝露量を推計することでリスク評価を行い、都民への健康影響を未然に防ぐための情報提供を行います。 | ○ 食事由来の化学物質等ばく露量推計調査の実施 ・トータルダイエットスタディにより、ダイオキシン類、残留農薬、PCB、重金属、放射性物質の一日摂取量を調査し、その結果を公表 | ○ 食事由来の化学物質等ばく露量推計調査の実施 ・トータルダイエットスタディにより、ダイオキシン類、残留農薬、PCB、重金属、放射性物質の一日摂取量を調査し、その結果を公表 | 都内の小売店で購入した食品を14箱に分けて調査し、農薬類、PCB、重金属及び放射性物質を分析する。 予算：5,502千円 | - |
| | | (取組1-2) 室内環境向上に向けた取組(シックハウス対策等) | 室内環境保健対策 | 1 都民が日常生活の大半を過ごす室内環境の向上を図り、シックハウス症候群への不安を解消するための取組を実施します。 2 シックハウス症候群に関する普及啓発を行うとともに、都民の相談等に必要となる助言を行います。 3 保健所が市町村との連携を強化し、シックハウス問題解決の相談、助言のセンターの役割を担います。 | ○ 室内化学物質対策の普及啓発 ・保育所、児童館等における室内空気中の揮発性有機化合物の調査結果を基に作成した「施設で決める換気のルール」のパンフレットによる普及啓発 ・新生児を迎える家庭向けの「赤ちゃんのための室内環境」のリーフレットによる普及啓発 ○ 保健所における相談・助言 ・都民からの相談に対し、情報提供、訪問相談、環境測定等を実施 ○ 関係局連絡会の開催 ・化学物質対策に関わる関係局による連絡会を開催し、施策等の情報共有や意見交換を実施(書面開催) | ○ 室内化学物質対策の普及啓発 ・保育所、児童館等における室内空気中の揮発性有機化合物の調査結果を基に作成した「施設で決める換気のルール」のパンフレットによる普及啓発 ・新生児を迎える家庭向けの「赤ちゃんのための室内環境」のリーフレットによる普及啓発 ○ 保健所における相談・助言 ・都民からの相談に対し、情報提供、訪問相談、環境測定等を実施 ○ 関係局連絡会の開催 ・化学物質対策に関わる関係局による連絡会を開催し、施策等の情報共有や意見交換を実施(書面開催) | 1 保健所における相談・指導体制の整備 (1) 室内化学物質に関する調査・助言 (2) ダニアレルゲン等に関する調査・助言 (3) カビに関する調査・助言 (4) 相談助言資料の充実 「化学物質子供ガイドライン(室内空気編)」等の普及啓発 3 連絡会等 (1) 関係局連絡会:組織横断的に室内環境に関わる情報提供や意見交換を行い、全庁的取組を推進 予算：3,746千円 | - |
| | | (取組2) 大気汚染物質による健康影響の解明 | 基礎的実験研究 | 大気汚染物質による健康影響についての調査研究を実施します。 | ○ 大気汚染物質による健康影響に係る調査研究 ・実験動物・培養細胞を用いて、大気中に含まれる硫酸アンモニウムの健康影響について調査研究を実施 ・都内の大気を収集し、大気中に含まれる硫酸アンモニウムの実態を把握 ・硫酸アンモニウムによる健康影響に係る調査研究の報告書を作成 | ○ 大気汚染物質による健康影響に係る調査研究 ・培養細胞を用いて、大気中に含まれる硫酸アンモニウムの健康影響について調査研究を実施 ・生体影響調査における各種条件及び試験項目を選定 | ○ 硫酸水素アンモニウムによる健康影響調査 ・培養細胞に対する硫酸水素アンモニウムばく露実験を実施 ・生体影響調査における各種条件及び試験項目の選定 予算：4,442千円 | - |
| <課題2> 大気汚染物質による健康影響の解明 | (取組3) 環境中の放射線量等のモニタリング | 放射能測定調査 | 空間放射線量、水、食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用します。 | ・空間放射線量を常時測定し公表。水や食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用 ・希望する区市町村に測定器の貸与 | ・空間放射線量を常時測定し公表。水や食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用 ・希望する区市町村に測定器の貸与 | ゲルマニウム半導体各種分析装置5台、モニタリングポスト77箇所等の整備・運用 予算：40,052千円 | ○ | |
| <課題3> 環境中の放射線量等のモニタリング | (取組3) 環境中の放射線量等に関する情報提供 | 放射線に係る情報提供の充実 | 都民ニーズに対応した放射能に関する情報を判りやすく提供し、放射能に対する都民の不安軽減を図るとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。 | ・都民フォーラムやホームページにて適切に情報提供 | ・都民フォーラム(シンポジウム(動画配信))及びホームページにて適切に情報提供 | 健康安全研究センターホームページ運用管理、放射性物質に関する講習会、都民フォーラムの実施。 予算：10,743千円 | - | |
| 第7節 生活衛生対策 | <課題1> 環境衛生関係施設の衛生確保の徹底 | (取組1-1) 自主管理の推進 | 衛生監視 | 都民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、旅館、興行種、公衆浴場、プール等の環境衛生施設に対して、その衛生水準の確保を図るため法令等に基づく監視指導を実施するとともに、経営者・管理者による施設の維持管理の励行を推進しています。 | ○ 環境衛生営業施設に対して、法令に規定された衛生措置等を記載した自主点検記録票を配付し、施設経営者等が自ら衛生管理を実施できるよう措置 | ○ 環境衛生営業施設に対して、法令に規定された衛生措置等を記載した自主点検記録票を配付し、施設経営者等が自ら衛生管理を実施できるよう措置 | 環境衛生営業施設 9,523施設 | - |
| | | (取組1-2) 入浴施設等に対する監視指導の強化及び自主管理の徹底 | 衛生監視 | 公衆浴場、旅館、プールにおける循環式浴槽等のレジオネラ症発生防止対策として、通常の監視指導に加えて、行政検査として水質検査を実施するとともに、施設側から定期的な清掃消毒、レジオネラ菌等の水質検査結果を報告させます。 | ○ 公衆浴場等におけるレジオネラ菌菌検出時の指導等に関する要綱及び、レジオネラ症発生時における施設調査マニュアルに基づき監視指導等を実施。また、公衆浴場等事業者向けの自主管理マニュアルの普及啓発により自主管理の推進 | ○ 公衆浴場等におけるレジオネラ菌菌検出時の指導等に関する要綱及び、レジオネラ症発生時における施設調査マニュアルに基づき監視指導等を実施。また、公衆浴場等事業者向けの自主管理マニュアルの普及啓発により自主管理の推進 | 行政検査対象 835検体 | - |
| | <課題2> 特定建築物の増加と大規模化 | (取組2) 特定建築物の監視指導の充実 | 特定建築物の監視指導の充実 | 多数の者が使用し又は利用する建築物における衛生的な環境の確保のために「建築物衛生法」に基づき、特定建築物の監視指導を実施します。 | ○ 特定建築物の所有者等に対する講習会の実施及び特定建築物立入検査票判定要領に基づく立入検査等を実施 | ○ 特定建築物の所有者等に対する講習会の実施及び特定建築物立入検査票判定要領に基づく立入検査等を実施 | 特定建築物施設数 8,198件 | - |
| | <課題3> 飲料水の水源、水道施設の適正管理 | (取組3) 飲料水の更なる安全確保 | 飲用水の衛生管理(水道監視・水質検査・簡易水道指導監督事務) | 水道事業、簡易水道事業、貯水槽水道等の管理の適正化を図るため、水道施設等の監視指導等を実施します。また、飲料水の安全を確保するため、東京都水道水質管理計画に基づき、水質検査を実施します。 | ○ 「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施(24市5町8村) ○ 水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(55社対象) ○ 水道施設等の監視・指導の実施(24市5町8村) | ○ 「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 2,262件 ○ 水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(55社対象) ○ 水道施設等の監視・指導の実施(24市5町8村) | ○ 「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 2,262件 ○ 水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(55社対象) ○ 水道施設等の監視・指導の実施 19,663施設 | - |
| | | 簡易水道事業等補助 | 町村における簡易水道事業等の施設整備に対する補助を行うことにより、水不足の解消、水質の改善及び災害に対する安全性の向上を図ります。 | ○ 簡易水道事業等補助事業の実施 10町村29事業 | ○ 簡易水道事業等補助事業の実施 8町村22事業 | ○ 簡易水道事業等補助事業の実施 8町村18事業 【予算】 1,427,195千円 | ○ | |

第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

保健医療計画 進捗状況評価(5疾病5事業在宅以外)

○ 事業実績

| 項目 | 東京都保健医療計画(平成30年3月改定)の内容 | | 事業名 | 事業概要 | これまでの取組状況 | | 令和2年度計画 (予算規模等) | 国庫負担 |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|--|---|---|-------------------------------------|------|
| | 課題 | 取組 | | | 令和元年度実績 | 令和2年度実績 | | |
| 第8節 動物の愛護と管理 | <課題1> 飼い主の適正飼養の徹底 | (取組1) 適正飼養・終生飼養の普及啓発 | 動物愛護事業 | 動物による人への危害を防止するため、適正飼養に関する知識の普及啓発を行っています。 | <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間中央行事における普及啓発イベントの実施 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発の実施 阿育動物診療施設開設者講習会ホームページで、法改正に伴う建築・虐待の罰則強化、獣医師による通報義務等を情報提供 小学校低学年を対象とした動物を使わない動物教室の実施(年58回) 都民を対象とした犬猫のしつけと飼養管理に関する適正飼養講習会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護週間中央行事においてオンラインシンポジウムの実施 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発の実施 動物の建築・虐待防止ポスターの作成及び配布 都庁1階エントランスにおいてパネル展示 都民を対象とした犬猫のしつけと飼養管理に関する適正飼養講習会において動画配信 | 動物愛護行事実施経費等 【予算】 30,559千円 | - |
| | <課題2> 動物取扱業者の法令遵守や動物の適正管理の徹底 | (取組2) 動物取扱業者における動物の適正な取扱いの推進 | 動物取扱業者 | ペットショップなどの動物取扱業の登録及びこれらに対する監視を行い、動物の適正な取扱と周辺環境の保持に努めています。 | <ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業の事業者評価制度による効率的・効果的な監視の実施 自主管理点検票の作成・配布、動物取扱責任者研修会での自主点検実施の指導 改正動物愛護及び管理に関する法律に関するチラシ送付 | <ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業の事業者評価制度による効率的・効果的な監視の実施 自主管理点検票の作成・配布、動物取扱責任者研修会での自主点検実施の指導 改正動物愛護及び管理に関する法律に関するチラシ送付 | 動物取扱責任者研修実施経費等 【予算】 17,776千円 | - |
| | | | (包括補助事業) | (包括補助事業) | <ul style="list-style-type: none"> 地域における飼い主のいない猫対策の推進のため、医療保健政策区市町村包括補助事業による財政的支援・飼い主のいない猫対策(4区区市町村で実施) 飼い主のいない猫対策緊急促進事業(4区市で実施) | <ul style="list-style-type: none"> 地域における飼い主のいない猫対策の推進のため、医療保健政策区市町村包括補助事業による財政的支援・飼い主のいない猫対策(4区区市町村で実施) 飼い主のいない猫対策緊急促進事業(3区市で実施) | (包括補助事業) | - |
| | <課題3> 殺処分ゼロに向けた取組の推進 | (取組3) 動物の殺処分ゼロに向けた取組の推進 | 動物譲渡推進事業 | 引取り数の減少及び収容した犬・猫等の譲渡率の向上に向けた取組を実施し、殺処分ゼロの減少を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> 都立公園等における譲渡事業PRイベントの開催 犬猫専門誌等に譲渡事業の広告掲載 大型デジタルサイネージ等を活用した譲渡事業の普及啓発 離乳前子猫を育成・譲渡するミルクボランティア事業の実施 負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に対する必要な物品等の支援 東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」の飼い主支援ページを充実 | <ul style="list-style-type: none"> キーワード運動広告を実施 大型デジタルサイネージ等を活用した譲渡事業の普及啓発 離乳前子猫を育成・譲渡するミルクボランティア事業の実施 負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に対する必要な物品等の支援 東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」の飼い主支援ページを充実 | 譲渡事業PRイベント実施経費等 【予算】 11,475千円 | - |
| <課題4> 動物由来感染症や大規模災害時の対応 | (取組4) 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応 | 動物由来感染症対策 動物愛護事業 | 動物の飼育を通じて人に感染するおそれのある動物由来感染症に関する調査を行い、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供及び指導に資することにより、動物由来感染症の発生及びまん延を防止しています。 大規模災害時に、動物の同行避難のために飼い主が日頃から備えておくべき内容について、区市町村と連携して、防災訓練等を通じて周知するとともに、避難所における対応などに取組む区市町村を支援しています。 | <ul style="list-style-type: none"> 動物病院及び動物取扱業における動物由来感染症保有実態調査の実施 狂犬病予防発生時対応訓練、狂犬病モニタリング調査の実施 総合防災訓練への区市町村及び東京都獣医師会との協働参加 都の防災計画を踏まえた区市町村の計画作成への支援 台風19号における各区区市町村の対応をこまめに、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」を改訂 | <ul style="list-style-type: none"> 動物病院及び動物取扱業における動物由来感染症保有実態調査の実施 狂犬病予防発生時対応訓練、狂犬病モニタリング調査の実施 総合防災訓練への区市町村及び東京都獣医師会との協働参加 医療保健政策区市町村包括補助事業(災害時動物救援事業)の活用(8区市町村) 区市町村の防災計画作成支援 発生時の現地動物救援本部通信訓練の実施 | 動物由来感染症対策実施経費等 【予算】 5,397千円 | ○ | |
| | | | | | | 動物愛護行事実施経費等 【予算】 30,559千円(再掲) | - | |